

# 経営的森林施業管理の体系化（I）

## － 意義と研究の性格 －

林業試験場九州支場 田口 豊

### 1. まえがき

林業を取巻くきわめて厳しい経済的および社会的条件の下で林業を発展させるためには、経営的森林施業管理の確立が必要である。その重要な課題の一つが経営的森林施業管理の体系化である。

### 2. 必要性

森林施業管理は行政的なものと経営的なものの二つに大別することができるが、次のような主な原因によって、理論的にも実態的にも必ずしも明確にされてこなかった。

#### ① 国有林の森林施業の影響

国有林（林野庁所管のもの）は、わが国における最大規模の森林施業である。国有林は、企業体制としては純粋経営として出発し、非従属的公企業へと進んだが、実質的な経営の自主性はなお低く、行政と経営の分離が十分に行われていなかった。国有林の森林施業管理は行政と経営の両面をもっていた。

#### ② 国有林以外の森林施業の影響

国有林を除く他の森林施業は後述するように多岐にわたっているが、特に密細なものが多く、施業主体の企業体制上の位置づけが低く、行政的森林施業管理に依存することが多かった。

#### ③ 対象となる森林生産

森林生産に対する需要条件は可変的であって、時代によって木材生産と国土保全などの用役生産の要請のウエイトが異なった。しかし、国土保全などの用役生産はその測定と評価が困難であることから、木材生産に対する制約条件として取り扱われることが多く、経営的森林施業管理上は重要視されなかった。その分だけ行政的森林施業管理のウエイトが高くなった。

#### ④ 森林施業の特徴

森林施業の対象となる森林の空間的性質および施業管理の対象となる時間の長期性のため、管理技法の行政的なものと経営的なものへの分化が困難であった。両者ともに共通性の強い伝統的な手法で行われてきた。

以上のような経緯があるにもかかわらず、経営的森

林施業管理の確立を必要とする理由は、次のように要約されうる。

#### ① 森林経営の公益性の増加

森林に対する要請の多様化に伴い、量的測定および価値的評価が困難である森林生産のウエイトが高くなっている。これらは保安林制度や森林計画制度などの行政的森林施業管理のみによって対応することは難しい。経営的森林施業管理において自主的に対応する必要がある。森林経営の公益性が増加したと考えられる。

#### ② 森林生産条件の変化

森林生産における生産要素の量と価格関係、生産技術などは長期的予測を不可能にするほどのテンポで変化している。これらの変化はいずれも森林施業の技術的困難と経済的困難を増大する方向にある。

#### ③ 管理技法の革新

一般理論としての管理技法は、行政においても経営においても革新的に発達している。これらは従来の森林施業管理における伝統的手法が前提としていた諸条件を著しく変えるものである。経営的森林施業管理を確立してこれらの管理技法を導入する必要がある。

### 3. 経営的森林施業

森林施業の実態はきわめて多様である。したがって、経営的森林施業管理の体系化を図るためには、まず対象となる森林施業を限定する必要がある。たとえば、国有林の森林施業管理と面積が1haに満たないいわゆる農家林の森林施業管理を包括して扱うことはきわめて非効率的である。

森林施業が多様化する主な原因は、次のように整理することができる。

#### A. 保有条件

- a. 保有体の数が多い
- b. 保有区分が多岐にわたる
- c. 保有目的が多岐にわたる
- d. 企業体制が多岐にわたる

#### B. 森林条件

- e. 保有規模の変異性が大きい
- f. 存在様式が多様である

Yutaka TAGUCHI (Kyushu Br., For. and Forest Prod. Res. Inst., Kumamoto 860)

Middle management of forest operations as a business (I) Signification and character of the research

g. 外部経済が複雑である

これらについて略述すると以下のとおりである。

a. 保有体の数

1970年世界農林業センサスによると、面積10a以上の森林をもつ事業体の数は都道府県、国および特殊法人を除いて、2,857,475に達している。

b. 保有区分

森林をもつ事業体として、都道府県、国および特殊法人、林家、会社、社寺、共同、各種団体組合、慣行共有（財産区を含む）、財産区、市町村、地方公共団体の組合などがあげられている。

c. 保有目的

保有目的を直接に把握することは難しいが、森林施業の外観から次のように整理することができる。

(a) 土地所有の手段

(b) 森林生産

i 短期的

ii 持続的

(i) 現状維持的

(ii) 積極的

d. 企業体制

私企業および公企業のそれぞれにおいて、低い段階のものから高い段階のものまで認められている。

e. 保有規模

保有規模を面積によって表わすならば、分布のレンジがきわめて大きく、分布が偏っていることがあげられる。

f. 存在様式

森林の団地としてのまとまり方と隣接地の土地利用および形状が多様である。

g. 外部経済

森林は市場経済のメカニズムに乗せて生産と利用を行うことが困難である用役を、その機能として発揮するので、その外部経済は一般に多様で影響が大きい。

以上のような原因によって多様である森林施業の中から、ここでは経営的森林施業として、次のような条件を満たすものを対象として選ぶ。

①森林生産を永続的に積極的に行う。

②企業体制としては、具体的な企業形態のいかんを問わず、高度の在り方を指向する。

③森林の規模は体系的な取り扱いを必要とする程度に大きく、森林の存在様式と外部経済は森林施業の自由度を極端に制約しない。

4. 研究の性格

この研究は応用研究ないしは開発研究として行うものである。研究の基礎としては実践経営学の成果をとる。すなわち、経営的森林施業管理は、一方では管理の一般理論を所与のものとして受け取り、他方では経営的森林施業の実際を踏まえ、経営的森林施業の合理的な実行を目指すものである。

このような経営的森林施業管理の全体的な在り方を示すと、図-1のようになる。

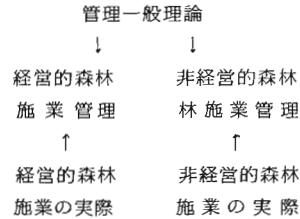


図-1. 経営的森林施業管理の在り方

以上のようにして、この研究は多くの限界をもつが、主なものは次のとおりである。

① 経営活動は機能的には経営、管理、作業という包摂的階層関係をなすものに分析されるが、これらの中で管理機能だけを対象とする。

② 基礎とする経営学の学派を異にするならば、異なった経営的森林施業管理が存在しうる。

③ 基礎としている経営学の成果または前提としている森林施業の作業技術が変化するならば、経営的森林施業管理の内容は変化する。

要約するならば、この経営的森林施業管理はきわめて歴史的なものである。

引用文献

(1) 小滝武夫：林業の経営革新，1970  
 (2) 田口 豊：林業経済，39，31～38，1960  
 (3) ————：71回日林講，19～20，1961  
 (4) ————：林業経済，220，9～14，1967  
 (5) 山城 章：経営価格政策，1956  
 (6) ————：新講経営学，1968  
 (7) ————：増訂経営学要論，1970  
 (8) 吉田正男：改訂理論森林経営学，1950